

医療費控除で税金が戻ってきます。



一年間にご家族で**10万円以上の医療費を支払って**いれば、**確定申告をすることにより納めた税金が一部戻ってきます。**

1月1日から12月31日までの1年間に支払った医療費の総額が、ご家族合わせて年間10万円を超える場合、医療費控除を受けることができます。

※一緒に生活している、または扶養している配偶者と親族のことです。
 ※支払った医療費が年間10万円、または確定申告される方の総所得金額の5%を超える場合に医療費控除を申告できます。
 ※医療費控除の対象上限金額は1年間200万円。

医療費控除の対象となるものを確認しましょう



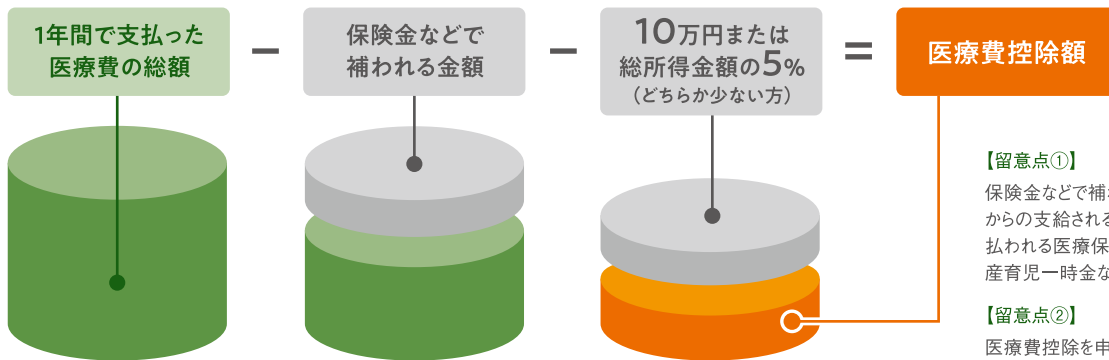
- ・医科および歯科の医療機関を受診したときの保険治療の自己負担分、保険外治療費(自費診療)および、医療機関への交通費も対象となります。
- ・インプラント治療やむし歯でのセラミック治療などの自費診療も控除の対象となります。



- ・歯ブラシや歯磨き粉などの物品購入費は対象になりません。

医療費控除の対象については、詳しくは税務署のホームページでご確認ください。

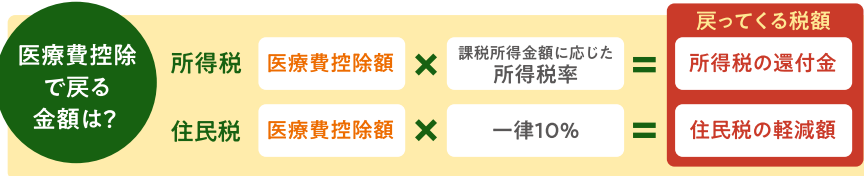
医療費控除額はどのように計算されます



【留意点①】
 保険金などで補われる金額とは、社会保険からの支給される療養費、生命保険から支払われる医療保険支払や入院給付金、出産育児一時金などです。

【留意点②】
 医療費控除を申告される方の課税所得金額により、軽減される税額が異なります。平成30年度の主な課税所得税額別の所得税率は以下の通りです。

- 330万円超～695万円以下: 20%
- 695万円超～900万円以下: 23%
- 900万円超～1800万円以下: 33%



●どれぐらいお金が戻ってくるの? (目安) (課税所得金額別)

課税総所得金額	医療費の総額(1年分)			
	50万円	100万円	150万円	200万円
250万円	80,000円	180,000円	280,000円	380,000円
500万円	120,000円	270,000円	420,000円	570,000円
750万円	132,000円	297,000円	462,000円	627,000円
1,000万円	172,000円	387,000円	602,000円	817,000円
2,000万円	200,000円	450,000円	700,000円	950,000円

※この表の戻ってくる税額は、所得控除が基礎控除(38万円)のみあてられているものとして計算しています。保険金などで補われる金額がない場合の計算です。
 ※所得税と住民税の還付額を合算した金額です。

医療費控除の申告のために保管していただきたいもの

医療費の領収書
(原本)

保険者から送付される
「医療費のお知らせ」

医療費控除を利用するには、最寄りの税務署へ必要書類を提出し、確定申告をします。確定申告の期間は2月中旬～3月15日です。

医療費控除シミュレーション(例)

ケース①

課税総所得金額800万円
医療費135万円

インプラント
120万円



夫

入院・手術費
15万円



子

妻

子

(医療費135万円) - (10万円)

医療費控除額 125万円 × 所得税+住民税率 33% = 戻ってくる税額 412,500円

412,500円
戻ってきます

ケース②

課税総所得金額650万円
医療費75万円

通院費
5万円



夫

子

セラミックの歯
30万円



妻

入れ歯
40万円



母

(医療費75万円) - (10万円)

医療費控除額 65万円 × 所得税+住民税率 30% = 軽減される税額 195,000円

195,000円
戻ってきます

※生計を同一とする方が対象となります。同居でなくても仕送りなどで扶養している親族分も対象となります。

Q

保険治療は医療費控除を受けられますか？

虫歯になって白いセラミックの歯で治したら医療費控除を受けられますか？

インプラントの治療は医療費控除を受けられますか？

電動歯ブラシを購入しました。医療費控除を受けられますか？

保険適用外の入れ歯をつくりましたが、医療費控除を受けられますか？

はい、受けられます。歯科だけでなく医科の分も合算できます。

セラミックは一般的な歯科治療の材料と認められていますので、医療費控除を受けられます。

インプラントは咬む機能を回復させる治療ですから、医療費控除を受けられます。

電動歯ブラシなど、歯科医院で購入した物品では医療費控除をうけられません。

医療費控除を受けられます。

A

押さえない
医療費控除の
コツ

その1 領収書や医療のお知らせをしっかりと保管しておきましょう。

その2 家族の中で一番所得の多い人が申告すると還付金が高くなります。

その3 医療機関への交通費も対象です！メモしておくといいです。

※戻ってくる金額のシミュレーションは一例であり、所得や実際の医療費により異なりますので、税務署等で必ずお問い合わせください。